

# 琉球大学学術リポジトリ

## 地位協定・SOFAの適用（STG-陸上施設・区域）(1)

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-01-29<br>キーワード (Ja): 請求権問題,<br>高等弁務官布令19号及び20号, 基地返還リスト,<br>P-3哨戒機, 対米請求権の内容<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43405">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43405</a>   |

沖縄の請求権（軍用地関係を含む。）

安全保障課長  
アメリカ局長  
北米第一課長

機密標記(赤色)

秘

第 370 号  
昭和 26 年 6 月 30 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所  
高瀬 代 表



(件名)  
琉球政府作成「対米請求権の内容」等送付

引用公・電信  
日付・番号 経電第677号および経電第678号

冒頭経電をもつて概要を報告申し上げた本件調書から  
(4)及(7)に因り、  
必に経電第677号3. (4) (4) (7) 琉政内部資料 各2部 別添  
送付す。

伝達方法  電話 (G)  付箋 (CP)  付箋 (CP)  付箋 (CP)  付箋 (CP)

本信送付先  
本信写送付先  
省内配布希望先

GA-3-1 在外公館

原事務官  
添付  
期  
料  
調  
外  
送



九  
七  
一

米  
の  
内  
容  
は  
米  
に  
関  
し  
て  
の  
事  
柄  
に  
関  
し  
て  
の  
事  
柄  
に  
関  
し  
て  
の  
事  
柄

秘  
無  
類  
級

1971年5月20日現在

対米請求権の内容

(11項目)

復帰対策室

| 項 目                  | 件(人)数     | 面 積             | 請 求 額         | 説 明  |
|----------------------|-----------|-----------------|---------------|--|
| 講和前の人身損害補償<br>(請求もれ) | 334(人)    |                 | \$ 597,965.64 | (1) 「講和前人身傷害未補償者連盟」から琉球政府に提出された1971年5月現在までの人身傷害の分334人(死亡164人、傷害170人)についての請求である。<br>(2) 財産については具体的に請求が出ていないので未だ実数は把握されていない。 |
| ○ 軍用地の復元補償           | 5,424(筆)  | 1,342,726.89(坪) | 4,331,410.59  | 1961年7月1日から1971年1月31日まで解放された軍用地の復元補償として請求したものである。  |
| ○ 土地接収による通損補償        |           |                 |               | 現在調査準備中で、その実数および請求額は、未だ把握していない。  |
| ○ 入 会 補 償            |           |                 |               | 同 上  |
| ○ 軍用地借賃増額補償          | 24,892(筆) | 7,751,827.80(坪) | 2,289,459.26  | (1) 1968年10月から1971年4月までに訴訟を提起したものである。<br>(2) 1968年10月以前の訴訟の分については資料不備のため、これから除いてある。  |

| 項 目        | 件(人)数  | 面 積          | 請 求 額      | 説 明   |
|------------|--------|--------------|------------|---|
| 滅失地補償      | 98(筆)  | 10,864.72(坪) |            | (1) 那覇港湾地域の滅失した部分で現在は他の軍用地同様借賃が支払われており、従つて現時点で補償請求はないが、将来解放の時に補償が問題となる。<br>(2) 滅失地は上記の他に嘉手納村・北谷村などにもあるが、今のところ実数や請求額は把握されていない。   |
| 講和後の人身損害補償 | 148(人) |              | 886,560.56 | (1) 1962年から1970年までに琉球政府を通じて、米軍に請求した人身傷害補償で請求総数157人(請求額\$1,102,789.92)から完全解決9人(金額\$2,478.74)および一部支払済119人(金額213,755.62)を除いた未解決分の補償請求である。<br>(2) 従つて未解決分として請求する額の内訳は、(イ)未決12人(金額\$167,974.73)、(ロ)却下17人(金額\$38,914.03)および不足分119人(金額\$679,671.30)の合計148人(金額\$886,560.56)である。 |
| 講和後の財産損害補償 | 411(件) |              | 882,339.96 | (1) 1962年から1970年までに琉球政府を通じ  |

| 項 目   | 件(人)数     | 面 積        | 請 求 額        | 説 明   |
|-------|-----------|------------|--------------|---|
|       |           |            |              | <p>て、米軍に請求した財産損害補償で請求総数602件(金額\$1,178,802.20)から完全解決191件(金額\$55,985.01)および一部支払済352件(金額\$240,477.23)を除いた未解決分の補償請求である。</p> <p>(2) 従つて、未解決分として請求する額の内訳は、</p> <p>(イ)未決14件(金額\$39,815.47)、(ロ)却下45件(金額\$34,400.53)および(ハ)不足分352件(金額\$808,123.96)の合計411件(金額\$882,339.96)である。</p> |
| 潰れ地補償 | 14,486(筆) | 482,426(坪) | 3,737,740.16 | (1) 米合衆国軍隊により、道路として使用され補償のないままに解放された後、政府道または市町村道として指定され、もしくは事実上私道として使用されている私有地に対する補償である。  |

| 項 目         | 件 数       | 面 積 | 請 求 額         | 説 明  |
|-------------|-----------|-----|---------------|--|
|             |           |     |               | <p>(2) この補償額算定の単価は、1967年時点における政府予算単価であるので、その後土地価格の上昇等で現実の補償適正額はこれより多額になる。</p> <p>(3) この補償額は、政府道となつている部分だけで、それ以外（市町村道、その他の私道）は現在、実態調査中である。</p>                                |
| ○ 練習による漁業補償 | 1,840 (人) |     | 21,666,058.90 | <p>(1) この補償請求は1952年から1970年までの分である。</p> <p>(2) 米軍演習場敷設に伴う漁業操業制限に対する補償である。</p>   |
| ○ 基地公害補償    | 1,566 (人) |     | 501,885.00    | <p>(1) この請求は、原潜入港に伴うヨバルト汚染に係る漁業収益の損失補償である。</p> <p>(2) 基地公害の代表的事例としては、航空機の騒音、炭油（液）による井戸汚染、施設管理不備による浸水被害等があり、講和後の人身および財産損害として「外国補償請求法」で請求できる分については、発生の日度、米側に請求しているが他は騒音の一部</p> |



| 項 目 | 件(人)数 | 面 積 | 請 求 額 | 説 明                    |
|-----|-------|-----|-------|------------------------|
|     |       |     |       | を除き、補償なしに放置されている現状にある。 |



### 原潜入港に伴うコバルト汚染に係る漁業収益損失補償について

(1) 原因 = 1988年11月16日づけの新聞紙上に日本学術会議原子力特別委員会の主催する「那覇港の異常放射能をめぐって」のシンポジウムで那覇港がコバルト60に汚染されているとの報道と同年12月14日づけの新聞紙上においても原潜寄港、汚染問題研究会(代表、草原信男東大教授)発行の機関紙「連絡ニュース」の中では那覇港外も汚染されていることが発表されている旨の報道に端を起し鮮魚需要が激減し、市場における鮮魚取引が敬遠された。

### (2) 市場回復のための対策

市場開設者の漁連及び漁協においては、市場混乱が沿岸ものも問わず遠洋ものにも波及したので、この重大性に鑑み、汚染対象と見られた沿岸漁獲物の暫定的な上場禁止と、自主的な休業措置を呼びかける一方、琉球政府及び米国民政府においても鮮魚の放射能測定の結果や米政府側の那覇港測定値を発表するなどして影響のほいとも公表したが、即時混乱を平静に戻すことができなかった。

### (3) 漁業損失補償の経過

このように発生した異常性は、水産業界にとって類例のないものとして、また漁業者が自ら招いた事件でもないものとして、通常得べき収益が原潜入港を原因として問題が発生した収益減少の事実をとりえて次のとおり当該補償の請求が高等弁務官あてなされた。

| 請求種別  | 請求年月日      | 請求の内容            |                     |                 |                      |       |                      | 備考             |
|-------|------------|------------------|---------------------|-----------------|----------------------|-------|----------------------|----------------|
|       |            | 値下り(1月分)         |                     | 休業(1年分)         |                      | 計     |                      |                |
|       |            | 人員               | 請求額                 | 人員              | 請求額                  | 人員    | 請求額                  |                |
| 初     | 1968.11.29 | 386 <sup>人</sup> | 71,908 <sup>円</sup> | 42 <sup>人</sup> | 89,136 <sup>円</sup>  | 428   | 161,044 <sup>円</sup> | 1969年5月6日却下通知  |
| 追加    | 1969.4.3   | 654              | 64,991              | 484             | 663,276<br>(6ヶ月に改める) | 1,138 | 728,267              |                |
| 再請求   | 1969.7.14  | 1,040            | 136,900             | 526             | 364,985              | 1,566 | 501,885              | 1970年3月18日却下通知 |
| 見舞金請求 | 1970.6.15  |                  |                     |                 |                      |       |                      | 未回答            |

却下の理由は、汚染の度合が人体に及ぼす程度のもつては無いこと及び米国外国損失補償法の規定の適用を受ける種類のもつては無いことであり、再度の却下通知が米国民政府民政官よりなされているが、日本々土佐世保港の例もあるように当該類似対策が施政権者として措置すべきとの主張をつらぬくため、1970年6月15日に従来の補償請求に代えて見舞金交付の措置について行政主席から要請書を提出した。これに対しては、まだ回答はない。

(4) 今後の対策として講ずべき措置

この問題は、米軍基地設置に伴って発生した漁業者の不利益事件であり、軍事基地のもたらした問題に対する住民感情として、しかも事実として損失行為があったものを放置することは、地域事情として住民を納得させることはできないものを内包している。まして、佐世保の類似事件が発案においてはその対策が講じられている事例があることにおいて、これを放置した場合ますます不信感を与えることとなり、何らかの対策が講じられるべきものと考えられる。

従って、現在米国施政権者はその対策を要請している事項の早期実現を促進することは、本土政府においても沖縄住民の生活保護の主権国として必要と考えられるので、復帰前の本土政府の対策とし

てこれを取上げ、向題解決に対処することが必要である。



米軍演習場設定に伴う漁業操業制限補償について。

(1) 米軍が従来漁業を営んでいた漁場を軍事演習場を使用したために、これまで得られていた漁業収益が得られなくなったことを原因とする漁業制限補償の訴願は、次のとおり琉球政府法務局を通じて、沖縄市町村軍用地々主連合会の世話で琉球列島米國土地裁判所に提訴されている。

| 請求組合名 | 請求人員 | 代理弁護人         | 場所      | 訴願日付                  | 被害漁業種別             | 期 間          | 請求額        | 以後年向請求額 | 備 考            |
|-------|------|---------------|---------|-----------------------|--------------------|--------------|------------|---------|----------------|
| 渡名喜漁協 | 192  | 真喜屋実男         | 66.2.9  | おお一本釣、底延縄、曳縄、追込、刺網、採貝 | 52.4.28<br>65.4.27 | 2,561,428.66 | 197,036.82 | 演習場     | 入砂、島島          |
| 仲里    | 116  | 牧野博嗣          | "       | 追込、刺網一本釣、曳縄、採貝、雑漁     | 55.5~<br>65.4      | 2,353,465.27 | 181,035.29 | "       | 島島             |
| 伊江    | 300  | 真喜屋実男         | "       | 追込、刺網一本釣、曳縄、雑漁        | 65.4.28            | 1,086,532.90 | 108,653.29 | "       | 伊江島            |
| 勝連    | 194  | 牧野博嗣          | "       | 一本釣、追込、刺網、曳縄、延縄       | 65.4.27            | 775,177.02   | 59,630.54  | "       | 平港ホワイトビーチ      |
| 与那城   | 132  | "             | "       | かん、みずん網               | 52.6.5<br>65.6.4   | 586,714.83   | 51,510.62  | "       | 松田沿岸           |
| 読谷    | 34   | "             | "       | 定置、追込、刺網、建干網、一本釣、雑漁   | 62.4.28<br>65.4.27 | 555,024.21   | 42,694.21  | "       | 残波岬沿岸          |
| 北谷    | 29   | 真喜屋実男         | "       | 建干網、追込、敷網、刺網、その他      | 52.6.5<br>65.6.4   | 394,880.22   | 30,375.44  | "       | 桑江沿岸           |
| 石川    | 75   | "             | "       | 一本釣、延縄、曳縄、雑漁          | 52.4.28            | 249,875.70   | 18,528.20  | "       | 松田沿岸、天願港、石川ビーチ |
| 座間味   | 347  | 真喜屋実男<br>牧野博嗣 | 69.6.27 | かん、一本釣                | 69.4.27            | 1,710,889.51 | 100,640.56 | "       | 入砂、島島          |
| 与那原   | 74   | "             | "       | まくら釣縄                 | 56.3.20<br>69.3.19 | 932,724.00   | 71,748.00  | "       | 沖島周辺           |
| 渡嘉敷   | 138  | "             | "       | 建干網、かん、みずん網           | 60.7<br>62.6       | 52,603.62    | -          | "       | 基地建设           |
| 小禄    | 33   | "             | "       | 追込、建干網、雑漁             | 52.6.5<br>69.6.4   | 886,901.05   | 52,170.65  | "       | 那覇飛行場沿岸        |
| 味真島   | 37   | "             | "       | 一本釣                   | 59.4.28<br>69.4.27 | 1,086,746.95 | 63,426.29  | "       | 島島             |

|      |    |      |         |                     |        |         |                         |                       |     |              |
|------|----|------|---------|---------------------|--------|---------|-------------------------|-----------------------|-----|--------------|
| 本部漁協 | 7  | 牧野真屋 | 69.6.27 | かお                  | 52,428 | 69.4.27 | 2,278,375 <sup>40</sup> | 147,563 <sup>20</sup> | 渡習島 | 伊江島, 残波岬沿岸   |
| 美里   | "  | "    | "       | 一本釣, 延縄, 追込, 建干, 雑漁 | "      | "       | 157,573 <sup>00</sup>   | 7,269 <sup>00</sup>   | "   | 泡瀬岬沿岸, 早港    |
| 玉城三郎 | 4  | "    | "       | 建干, 追込              | "      | "       | 101,077 <sup>00</sup>   | 5,947 <sup>07</sup>   | "   | 那覇軍港         |
| 名護漁協 | 60 | 牧野博嗣 | 70.7.15 | かお                  | "      | "       | 636,807 <sup>00</sup>   | 49,351 <sup>16</sup>  | "   | 伊江島, 鳥島, 残波岬 |

17団体

16,398,037<sup>15</sup> 1,182,081<sup>43</sup>

(2) 1970年12月14日 琉球列島米国土地裁判所が 読谷漁協よりの訴願分については、同漁協が操業制限区域において漁業権をもちたことの立証及び立入禁止制限に対する補償の必要性の法的根拠の立証ができなかったものとして補償訴願は却下された。しかし、米軍演習により操業制限がなされたことは事実であるので、この判決は納得できるものではない。

(3) 本件は、施政権が分離されているければ、本土法の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」に基づき、当然の補償事件として裁判を結ぶことなく実現したことであるが、制度の不備による沖縄の地域事情から問題処理が進展しない状況である。

(4) それで、本件の場合においても、復帰の前に向題解決すべき事項と考えらるので、早期処理を図るため何らかの外交ルートを通じて施政権者たる米国に対して向題処理の促進が要請される。

安全保障課長

仲地 (軍機)  
203印 211

秘

|     |                     |   |   |   |   |
|-----|---------------------|---|---|---|---|
|     |                     | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 局長  | 総務課                 |   |   |   |   |
| 席   | 地位地定権               |   |   |   |   |
| 要保存 | 防務部 防務課 防務課 防務課 防務課 |   |   |   |   |
|     | 防務課                 |   |   |   |   |

(沖繩返還問題関係資料)

よめる請求権問題に関する基本的事実関係

昭和四六年一月二日  
条約局

本調書は、昭和四五年末までに公表された各種資料に基づき、沖縄のいわゆる請求権問題に関する基本的事実関係を国会答弁参考用にとりあえず、取りまとめたものである。なお、以下に掲げる個々の項目において、「要求の論点」として引用する資料は次のとおりである。

- 「愛知外務大臣に対する要請書」(45.10.12) 琉球政府
- 「施政権返還に伴う措置に関する要請決議」(45.8.31) 琉球立法院
- 「施政権返還に対する基本的態度と要求」(45.10.10) 沖縄県祖国復帰協議会
- 「軍用地に関する復帰対策事項」(45.9.25) 沖縄市町村軍用地地主会連合会
- 「準備委員会に対する行政主席の提案」(45.11.9) 琉球政府

一 軍用地復元補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

1  
1  
2  
2  
2  
ペー  
ジ

二 講和前人身傷害未補償者の補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

5

5

5

6

三 漁業補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

7

7

9

9

四 軍用地通損補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

10

10

10

10

五 軍用地賃借料増額要求

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

12

12

13

13

六 入会制限に伴う損失補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

14

14

14

14



七 講和後の人身傷害に関する補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

16

16

17

17

八 潰れ地補償

A 事実関係

B 基本データ

C 要求の論点

18

18

18

九 滅失地補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

20

20

21

21

十 基地公害補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

22

22

22

22

## 一 軍用地復元補償

### A 事実関係

沖縄の軍用地は、現在、高等弁務官布令第二〇号「賃借権の取得について」(一九五九年二月一二日)の下に置かれており、解放時の復元補償義務に関する規定もこれに含まれている。しかしながら、米側は、そのいわゆる「黙契」の始期たる一九五〇年七月一日より前に行なわれた形質変更については、平和条約第一九条(a)に基づき請求権が放棄されているので、右布令に基づき復元補償は行なわれたいとの見解を示している(美里村の復元補償問題に関する一九五六年八月三十一日付米民政府回答)。他方、高等弁務官布令第六〇号「琉球人の諍和前補償請求の支払について」(一九六七年一月一〇日)に基づく米側のいわゆる諍和前補償の支払は、諍和前の軍用地形質変更に対する復元補償をも含めて行なわれたが、右補償に均てんし得た軍用地は、一九六一年七月一日(諍和前補償請求の締切り期限)より前に解放されたものに限られた。以上

の結果、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更を受けた軍用地で、一九六一年七月一日以降に解放されたもの及び今後解放されるものについては、復元補償の途がなんら保障されないこととなつてゐる。

### B 基本的データ

一九六一年七月一日以降一九七〇年七月三十一日までに解放された軍用地に関するこの種の補償要求額は、四、四〇八、八三六・五六ドル、また、坪数は、一、二九一、九二五・九三坪となつてゐる。(ソース・沖縄市町村軍用地地主会連合会)

### C 要求の論点

(1) この種の軍用地復元補償要求を未解決のまま放置することは、他の軍用地に比し「著しく公平を欠くばかりでなく、個個の地主の経済的損失はもちろんのこと、土地の効果的利用の面からも多くの問題を残して」ゐる。「これら土地に対する損失は事実上合衆国軍隊が与えたものであつて、法的責任の有無は別として、施政者として当然適切

な措置を講ずべきもの」であるが、米政府は、「補償請求を却下している実情にある。」については、返還協定の締結にあたっては「これら土地の復元補償について、日米いずれの政府が責任を負うべきか明確に」すべきである。(琉政の愛知大臣に対する要請書)

(2) 「県民の要求する軍用地の開放及びその返還に際し、形質の変更された土地については、早急に復元し、又は補償をすること。」(琉政の要請決議)

(3) 「護和発効以前に変形が加えられた土地を返還するにあたっては、これを当初の状態に復元するか、若しくはそのための適正な補償を行なうよう要求」し、「このような沖縄県民の正当な請求権をじゅうりんとし、七二年「施政権」返還に際して、日本政府が一方的に権利を放棄するとしても、現実に被害をこうむっている県民の損害賠償は当然行なわれなければならない、その場合日本政府が責任を負うべきである。」(復帰協の基本的態度と要求)

(4) この種の形質変更につき、「米国は法的補償責任を拒否しており、また将来解放される土地についても、なんらの救済措置がなされないままになつてゐる。したがつて、日米両政府においてその責任の所在を明確にするともにすみやかに補償の実現を図つてもらいたい。」

(地主会連合会の復帰対策事項)

二 講和前人身傷害未補償者の補償

A 事実関係

一九四五年八月一六日以降一九五二年四月二七日までの間に米合衆国軍隊又はその要員の活動に伴い沖縄住民がこうむつた人身事故に対しては、高等弁務官布令第六〇号「琉球人の講和前補償請求の支払について」(一九六七年一月一〇日)に基づき見舞金の支払が行なわれたが、「当時、請求に必要な書類の完備に時間を要し、締め切りに間に合わなかつた」被害者は未補償のままとなつてゐる。

B 基本的データ

|    |      |              |
|----|------|--------------|
| 死亡 | 一六四件 | 二八七、五三二・九五ドル |
| 傷害 | 一七〇件 | 三〇八、〇一二・一ドル  |
| 合計 | 三三四件 | 五九五、五四五・〇六ドル |

一九七〇年一〇月一〇日現在

(ソース。講和前人身傷害未補償者連盟)

0 要求の論点

(1) 「これらの被害者及び遺族等の多くは、現在生活に困窮している実情にあり、未補償のまま放置することは、公平を欠くものであるので、これら未補償者に対して早急に適切なる措置を講じ」るべきである。

(琉政の愛知大臣に対する要請書)

(2) 「講和前における米合衆国軍人等の行為による人身事故及び財産に対する損失を補償すること。」(琉政の要請決議)

(3) 講和前補償請求の締め切りに間に合わなかつた請求者は、「未補償のまま放置されている。これらの損害賠償を直ちに支払うよう要求する」とともに、かかる損害賠償請求権を日本政府が一方的に放棄する場合は「日本政府が責任を負うべきである」との立場をとる。(復原協の基本的態度と要求)

### 三 漁業補償

#### A 事実関係

(1) 戦前の沖繩においては、わが国の旧漁業法に基づく期間二〇年の漁業権が付与されていたが、かかる旧漁業権の大部分は、昭和二十一年の行政分離の結果、更新しえなかつたため満期消滅し、また、残存していたものも、琉球漁業法（一九五二年一月一二日）に基づく琉球漁業権への切替え手続を行なわなかつた結果、すべて消滅した。なお、これらの旧漁業権者が、一九四五年八月一六日以降一九五二年四月二七日までの間に米軍の射撃演習等により蒙つた損失については、高等弁務官布令第六〇号「琉球人の講和前補償請求の支払について」（一九六七年一月一〇日）に基づき、見舞金の支払が行なわれた。ただし、沖繩においては、以上の経緯に基づく旧漁業権の消滅にあたり、本土の場合と異なり、権利消滅補償は行なわれておらず、この点については、別途、琉球漁業協同組合連合会が問題にしている。

(2) 講和後の沖繩における漁業権は、琉球漁業法に基づき付与されており、一九六四年以降は、五年ごとに一斉更新が行なわれているところ、同法に基づき付与された漁業権の対象水域が米軍の射撃演習水域と重複しているか否かは目下調査中である。

(3) 現在沖繩で提起されているいわゆる漁業補償訴訟が以上の経緯に照らし、いかなる性格のものであるかは、必ずしも明らかでなく、権利の有無については戦前の旧漁業権のみに言及しつつ、補償要求額としては、講和後現在までの累積操業損を挙げているものが多い。

(4) 本件漁業補償訴訟は、いずれも琉球列島米国土地裁判所に係属され、読谷漁業協同組合の訴願のみについては、客年一月一四日付けにて、問題の水域には訴願人の主張する時期に訴願人の主張する権利は存在していないとの理由により棄却の裁決があつた。（土地裁判所の最終決定に対しては、同裁判所訴訟手続規則第四二条に基づき三〇日以内に合衆国国防長官に上訴することができる。）

B 基本的データ

訴願件数 一七件

補償要求額 一六、三九八、〇三九・一五ドル（訴願時まで累積分）

一、一八二、〇八一・四三ドル（以後年間）

（ソース、沖縄市町村軍用地地主会連合会）

C 要求の論点

現在土地裁判所に係属中の漁業補償請求訴願については、「復帰後日本国政において適正な救済措置を講じてもらいたい。（地主会連合会の復帰対策事項等）

四 軍用地適損補償

A 事実関係

軍用地の使用に關する現行布令上は、土地の使用に伴う支払項目としては、賃借料、地上物件の補償及び復元補償が予定されているにとどまり、本土の土地収用法と異なり、残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利補償等、土地の使用に際し通常予想される損失の補償の可能性を認めていない。なお、布令第六〇号に基づく米側の講和前補償支払に際しては、この種の適常損害をも取り上げ、水利、残地等の損失につき見舞金を支払つた例がある。

B 基本的データ

なし。

C 要求の論点

(1) 「軍用地の取上げに伴う残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権、の損害補償についても、全く放置されたままであり、これ

らの補償を直ちに行なうより要求する。」（復帰協の基本的態度と要求）

(2) 「軍用地の接収に伴つて通常生ずる損失補償（たとえば、残地補償、隣接補償、離作補償、水利権補償など）については、補償されていないので、復帰までに生じたこれらの損失に対しては、日米政府のいずれが補償の責任を負うかについて明確にし補償措置を講ずべきである。」（地主会連合会の復帰対策事項）

## 五 軍用地賃借料増額要求

### A 事実関係

沖縄の土地借賃一般は、民立法たる「土地借賃安定法」（一九五九年一月一三日）により規制されており、土地借賃評価委員会が個個の土地につき、適正な年間最高借賃を決定し、また、これを五年ごとに改定することとなつてゐる。委員会による最高借賃の決定及び改定は、土地の地目及び等級を基準として行なわれるので、地域開発等の結果、地目及び等級が変われば最高借賃も引き上げられることになる。しかし、軍用地の最高借賃の決定については、同法第一一条の規定に従い、「地目及び等級は、アメリカ合衆国が使用を開始したときの地目及び等級によるものとする」ことになつてゐるので、周辺地域の開発に伴う借賃の是正が困難であり、那覇、コザ等一部の市町村につき、地目を固定したまま、特殊地域の指定という形で多少の是正が行なわれうるに過ぎない（同法第一〇条第二項ただし書）。なお、軍用地賃借料の妥当性に関する訴願

は、琉球列島米國土地裁判所において処理されることとなつてゐる。

B 基本的データ

土地裁判所に係属中の訴願件数 九、六一六件  
補償要求額 二、〇一七、〇四九ドル（年間）  
（一九七〇年五月現在 ソース 地主会連合会）

C 要求の論点

- (1) 「土地使用料といつても不法占拠に対する預料であつて市価の賃料と比較してきわめて低く土地所有者の損害を十分に補償するものではない。」（復帰協の基本的態度と要求）
- (2) 「現在、土地裁判所に訴願中の專案として軍用地賃賃に関するもの九、六一六件。。。が提起されている。。。これらの專案については、復帰後日本政府において適正な救済措置を講じてもらはう。」（地主会連合会の復帰対策事項）

六 入会制限に伴う損失補償

A 事実関係

現在、米軍の演習場として立入り制限ないし禁止となつてゐる沖縄の旧国県有林野においては、従来、地域住民が本草、林野菜、薪炭林等を採取していたが、かかる利益が失なわれた。なお、本土においては、東富士、北富士、三沢及び水戸につき、入会慣行を認め、毎年の關係住民の経済的損失に対し見舞金の支払が行なわれている。（なお、本土の国県有地についての入会に關する昭和四六年一月一四日付け東京地裁判決についての資料は、別途準備）

B 基本的データ

なし。

C 要求の論点

- (1) 「算用地の取上げに伴う、、、入会権に対する損害補償についても、全く放置されたままであり、これらの補償を直ちに行なうよう要



求する。」(復帰協の基本的態度と要求)

(2) 「米軍の演習場として立入り制限されている土地のほとんどは、従来入会慣行のある国県市町村有林野であるため、地域住民に大きな損失を与えてよる。よつて、これらの人たちの生活権擁護の立場から適切な補償措置を講じてもらいたい。」(地主会連合会の復帰対策事項)

### 七 講和後の人身及び物的傷害に関する補償

#### A 事実関係

一九五二年四月二八日以降の時期に米軍人、軍属の故意過失により、沖縄住民が蒙つた人身傷害及び物的損害については、事故発生後一年以内各軍法務官に対し請求を行なえば、外賠法に基づき、損失の補償が行なわれることとなつており、請求は、被害者ないしその関係者が直接各軍に対して行なつてもよく、また、琉球政府法務局を通じて行なつてもよい。外賠法に基づく補償は、請求の完全な解決として受領される場合のみ支払われ、また、同法に基づく請求の解決は、他の法のいかなる規定にもかかわらず、最終的なものとされる。なお、被害者の請求額が二万五千ドル以下の場合、問題の処理は現地限りで行なわれるが、これをこえる請求の処理は、米本国政府にリファーされることとなつてゐる。本件処理手続による問題の処理の実態は、個人の直接請求の帰すうが不明なため、必ずしも明らかでなく、確実に把握しうるのは、琉球

政府法務局経由分に限られる。

B 基本的データ

未解決件数 一件

補償要求額 一七、九七一・四一ドル

(一九七〇年三月三十一日現在、ソース 琉球政府)

C 要求の論点

(1) 講和前、講和後を問わず、米軍人、軍属の行為により沖縄住民が蒙つた人的物的損害で未解決のものに関する補償責任の所在を返還協定中で明確にすべきであり、また、米側が本件につき免責となる場合は、日本側において完全な補償措置を講ずべきである。(準備委に対する行政主席提案)

(2) 「米軍人軍属容疑の兇悪犯罪で、未解決のまま迷宮入りの形になつた事件が数多くある。、、これらの事件に対する責任の所在を明確にし、直ちに損害賠償を支払うよう要求する。」(復帰協の基本的態度と要求)

八 潰れ地補償

A 事実関係

潰れ地の実態は、必ずしも明らかではないが、戦後、米軍が道路の新設ないし拡張にあたり、座地の所有権関係を整理しないままにこれを行ない、その結果が現在も市町村道として固定化されている場合をいふものと思われる。(国家総動員法関係の請求が別途提起されていることにかんがみ、終戦前の日本政府による収用等は、本項には含まれないと考えるべきであろう。)

B 基本的データ

なし。

C 要求の論点

(1) 「戦時中あるいは終戦処理の過程において日本軍、連合軍若しくは行政官庁によつて拡張又は新設のため市町村道等に編入された潰れ地が現在までなんらの補償もされずに放置され、関係地主に対し大きな損

害を与えています。このようなことは、戦後処理が沖縄においてなんらの考慮がなされなかつたことに基因するものであり、当然国の責任において処理されるのが至当だと考えます。」（琉政の愛知大臣に対する要請書）

(2) 「政府道及び市町村道等による潰れ地の補償を早急に実施すること。」  
（琉政の要請決議）

## 九 滅失地補償

### A 事実関係

滅失地の主たるものは、那覇港周辺の海没地であり、同地域は、従来、土地として存在していたものが、米軍により掘鑿され、海没（海没の時期は、米側の説明によれば、一九五〇年六月三〇日以前）せしめられて現在に至っているものである。本件海没地については、当初、米側による賃借料の支払が行なわれていなかったが、関係地主が、一九五九年四月、土地の滅失につき適正妥当な補償措置が講ぜられるまでは賃借料を支払うべき旨陳情した結果、同年九月、米側も右陳情を認め、一九五〇年七月一日にそ及して賃借料が支払われることになつた経緯がある。なお、嘉手納空港建設の際の土砂の採取により海没した土地の所有者九名に対しては、講和前補償の一環として八、三九二・三二ドルの滅失地補償が行なわれた。また、復帰後、沖縄に適用されることとなる日本法の下では、本件海没地は私権の対象たる土地とはみなしえないこととなる。

(減失地の中には、米軍の管理不全による沿岸軍用地の浸蝕とこれによる面積の減少もある模様なるも、詳細は不明である。)

B 基本的データ

那覇港海没地面積 約一万坪

補償要求額 不明

C 要求の論点

「軍用地内の減失地については、現行法令上買上げ制度がないため、他の土地と同様賃貸借に基づき、地料の支払がなされている。よつて、復帰後は、適正な買上げ補償がなされるまで、従来どおり他の軍用地と同様に賃貸借による取扱いができるよう特別な措置を講じてもらいたう。」(地主会連合会の復帰対策事項)

十 基地公害補償

A 事実関係

沖縄における米軍基地の周辺においては、航空機の騒音、井戸の汚染、航空機用燃料の流出等の基地公害が地域住民により問題にされているが、沖縄には本土の基地周辺整備法に類する制度がないため、騒音のごとく被害額の算定が困難なものについては、必要な救済措置が講じられておらず、また、井戸の汚染、航空機用燃料の流出等についても、一部のケースにつき外賠法に基づき補償が行なわれているにすぎない。

B 基本的データ

なし。

C 要求の論点

(1) 「現存する基地の公害は、県民の生命と財産の安全をおびやかしている現状であります。したがつて、日本政府は、米因政府とその対処策について協議され、すみやかに解決されることを要請します。」(琉

政の愛知大臣に対する要請書)

(2) 「爆音及び油脂汚染等一切の基地被害の防止対策並びにその被害に  
対する補償を即時実施すること。」(琉政の要請決議)

安全保障課長

取扱注意

1971年9月28日

記録のための覚書（訳文）

件名 高等弁務官布令19号及び20号  
に関する日本政府の質問書に対する回答

設問1に対する回答 { 現行の軍用地関係布令等に照らし、離  
作補償、営業補償、水利補償等の請求  
は認められるかとの質問に対するもの }

この種の損害は、補償請求がなされていたとすれば、高等弁務官布令20号3項の規定により審理され得たであろう。

しかしながら、琉球列島における米政府の保有地の大部分は第2次大戦直後陸戦法規のもとで接収されたものであることが指摘される。接収当時、琉球列島島民の大部分は戦争のため離散していた。従つて、当時農業活動は行なわれていなかった。

加うるに、本問において言及されている種類の損害は接収時ないし1950年7月1日前に生じたものであるから、右損害は日本国との平

和条約第19条により放棄されていると考えられる。

設問2に対する回答 { 現行の軍用地関係布令等に照らし、残地  
補償の請求は認められるかとの質問に對  
するもの }

設問1に対する回答に同じ。この点に関しては、個々の土地に生ずる残地の損害を軽減或いは除去するため、土地の一部に対する使用権の設定を回避するよう細心の注意が払われている。

設問3に対する回答 { 現行の軍用地関係布令等に照らし、隣接  
財産の補償請求は認められるかとの質問  
に対するもの }

この種の請求は高等弁務官布令20号3項により審理可能である。同項の対象となり得る請求は、通常、関係軍の損害賠償請求手続（外国人請求法）に基づき当該土地及び（又は）物件が被つた損害の評価については特に米民政府法務局の協力を得て処理される。

設問4に対する回答 { 地上物件の補償は使用権設定時に買収 }  
 { という形で行なわれるのか、解放時に }  
 { 復元補償の一部として行なわれるのか }  
 { との質問に対するもの }

賃借される土地の上にある物件（農作物、立木、井戸、墓、建物およびその他の小規模構造物等）は、当該土地の所有者の所有になるものか第3者の所有になるものかを問わず、米国政府がこれを評価する。財産取得のための要求告知書には、取得されるべき土地及び夫々に対応する年間賃借料の一覧表のほか、取得されるべき物件の概要、所有者名、米国政府により支払われるべき見積り（評価）金額を表示した一覧表が添付される。琉球政府により売渡同意書（bill of sales）が取得された物件については、当該総括賃貸借契約により、同物件に係る支払いが琉球政府に預託され、右預託金は次いで琉球政府により当該物件所有者に支払われる。かかる売渡同意書が取得されない場合、支払金

額は当該収用宣告書に従つて米政府により預託され、琉球政府は、受託者としてこれら支払金をその受領権者に支払い業務を行なう。かかる物件は従つて賃借権取得の時点で米政府により買収され支払いがなされるのであつて、「土地の復元補償の一部と看做される」のではない。

設問5に対する回答 { 離作、営業、水利、残地の補償支払の }  
 { 方法いかんとの質問に対するもの }

設問1及び2に対する回答において述べたように、米国政府の保有地の大部分は終戦直後に接收された。従つて、設問1及び2にいうような性格の損害に対する支払いは日本国との平和条約の規定に照らし米国政府の法的責任とは考えられない。

公法第89-296号（PL 89-296）の規定により、米議会は講和前のいくつかの種類  
 の請求に対し「恩惠的」支払を行なう権限を与えた。右の措置には水利権補償及び残地補償が含まれていた。本件支払は、高等弁務官布令60号の規定に基づき完了している。

設問6に対する回答 { 離作、営業、水利、残地、隣接財産、 }  
 { 地上物件等に係る補償請求は土地裁判 }  
 { 所の管轄に属するかとの質問に対する }  
 { もの }

高等弁務官布令19号に基づき、土地裁判所は、訴願を受理し、収用の際に適用される諸原則に従つて適正補償に関する問題を審理し、決定する権限を有する。右には、上記第1、2、3及び4項において言及された諸問題が含まれる。

設問7に対する回答 { 離作、営業、水利、残地、隣接財産 }  
 { に係る補償算定基準いかんとの質問 }  
 { に対するもの }

設問1、2及び3において言及されている型の請求に関して土地裁判所が適用する基準は収用に関する法から導き出される。基本原則は、当該土地が最高度かつ最善の利用に供された場合の市場価値を基礎として土地所有者は完全な補償を受ける権利があるということである。当該土地の上で営なまれていた営利事業の収益の喪失は、かかる事業が他の地においても十分行

ない得ることにかんがみ、通常は補償されないが、移転に伴う費用は損害として勘案すべき要素たり得る。使用権設定の対象となつた土地に属する水利権は、当該土地の価値を高めるものである。使用権設定の対象とされない隣接地に加えられた付随的損害は通常補償され得る。使用権の設定された土地の使用によりしからざる隣接地に損害を生じた場合は、外国人請求法のもとで請求を行なうことが可能であり、また、もし、請求という形が適切でなければ土地裁判所が高等弁務官布令19号2項により審理を進めても良い。



設問8に対する回答(布令19号および20号にいう「一般に認められた取用に関する法の正当な手続の原則」の意味いかんとの質問に対するもの)

一般に認められた取用に関する法の正当な手続の原則という高等弁務官布令19号2項の表現は、適正な補償なく私有財産を取用することはできないとの原則を土地裁判所が実現せねばならないとの意味である。適正な補償は、取用された土地が最高且つ最善の利用に供されたとの前提で算定されたその土地の全価額の支払でなければならない。政府が私有地を使用し、あるいは損害を与える場合は公正な補償がなされねばならない。

設問9に対する回答(布令20号の下で契約に応じた地主は、耕作、営業、水利、残地等の損害につき別途補償を求め得るかとの質問に対するもの)

上記原則は取用による取得の場合にも話し合いによる取得の場合にも適用される。然しながら、話し合いによる取得は、土地所有者が補償

額を正当且つ適正であると認められたことを意味するものである。他の契約の場合と同様、かかる同意は通常、たとえば詐欺の如く、当事者をその約束から解除する法的理由が存在しない限り、当事者を拘束する。

設問10に対する回答(「適正補償」の概念に関する米国の判例は沖繩における同概念の解釈および適用を拘束するかとの質問に対するもの)

適正な補償を決定するに際し米連邦裁判所の判例は重要な指針とはなるが、独立の判断を要求されている土地裁判所を拘束するわけではない。同様に、日本の判例も引用可能でありまた、尊重される。第1、2、3項において言及されている問題にこれらの原則を適用すれば、上記第7項に述べられた線に沿った結論が導かれると考えられる。

設問11に対する回答(入会利益の喪失は補償の対象たり得るかとの質問に対するもの)

地方的に容認された慣習としての入会は、土地に係る法的利益を構成するものではないので、

適正な補償の原則のもとでは通常補償され得ない。法的利益を構成せぬ限り、かかる使用に係る受益者は、たとえば薪木の収集を行なう者が絶えず変わつてゐる如く、これを確定し得ない。米国の講和前補償の措置のもとで支払われた入会補償はいずれも良好な関係を維持するために恩恵的なものとして支払われたのであつて、必ずしも法的に見て補償の対象とされるべき請求と考えられたからではなかつた。